

富田林市立みどり保育園の移管に関する保育所整備・運営要領

基本的内容

1. 移管を受けた法人（以下「移管先法人」という。）自らが保育所を運営すること。
2. 法令・通知などを遵守し、質の高いサービスを提供すること。
3. 保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、保育計画、指導計画等を作成して実施すること。
4. 移管先法人および園、保護者会、市による三者協議会を設置し、移管に伴う問題が生じた場合には協議を行い、その解決にあたること。
5. 対象児童の年齢は、産休明け（生後8週間）から就学前とすること。
6. 保育所の開所時間は、午前7時から午後7時までの12時間以上とすること。
7. 休園日は原則として日曜、祝日および年末年始とする。年末年始の休園日は保護者等と協議の上で定めること。また、保護者の了承なく家庭保育協力日を設けないこと。
8. 台風接近時などの休園、登・下園等の対応については現行通り行うこと。
9. 設置する保育所の名称、各クラスの名称は三者協議会で協議の上定めること。

施設の建設整備に関すること

1. 建物の構造、設備については、「建築基準法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「児童福祉施設最低基準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」およびその他の法令の定めに従い、これを遵守すること。
2. 乳児室、保育室は年度途中の定員の弾力化にも対応できる、余裕のあるスペースを確保すること。
3. 移管後の保育所用地の正確な位置は未定であるが、解体、撤去、更地工事は、富田林市において実施する予定である。ただし、これら工事の実施は、移管先法人への委託もしくは補助事業として実施することもある。
4. 予定地の全部もしくは一部が埋蔵文化財包蔵地にあたる可能性がある。施設建設にあたり発掘調査が必要となる場合があり、その場合は事業者が経費を負担する必要があるため、調査期間も含めてあらかじめ留意すること。
5. 建設にあたって、予定地周辺住民およびみどり保育園関係者をはじめ利害関係者との協議を行うこと。
6. その他、開発および建築上の制限等については、保育所用地確定後に大阪府ならびに富田林市の所管課と調整を行い、適切な対応を行うこと。

業務の引継ぎに関すること

1. 市立みどり保育園が現在実施している保育内容（保育課程・指導計画・食育計画等）、給食、衛生管理、健康管理、危機管理などについて、その内容をよく理解し、その

水準を下回ることのないように保育所運営を継承すること。なお、保育内容、運営に変更が生じる場合は、事前に三者協議会を開き協議すること。

2. 運営の移管日の1年前から前日（平成23年4月1日から平成24年3月31日）までの間、市立みどり保育所に職員を派遣し、市職員と引き継ぎ事項の確認および合同での保育を行うこと。法人から派遣する職員は、施設長予定者および保育士6人（各クラス担当予定者）の計7人とする。（他の職種についても検討）
3. 運営の移管日から平成25年3月31日まで（以下「移管後」という。）に、新設する（仮称）新みどり保育園に、市から派遣する市立みどり保育園の保育士を受け入れ、その指導、協力のもとで合同保育を実施すること。市から派遣する職員は、園長および保育士6人（各クラス担当者）を予定している。（他の職種についても検討）

移管後の運営に関すること

1. 移管された保育所は市の許可なく廃園または他人に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない事情により保育所の運営を継続しがたい事情が生じたときは、三者協議会を経て方針を決定すること。
2. 担当行政庁が行う指導監査により指摘を受けた場合は、指摘事項について迅速な改善措置を取り、三者協議会において報告を行うこと。
3. 移管後は、定期的に第三者評価を実施し、常に保育内容の維持向上に努めること。
4. 第三者評価結果や保育内容など、保育に関する情報は、積極的に広く公開すること。
5. 障がいの状況等に応じた適切な障がい児保育や、病児・病後児保育（体調時不良児対応型）、一時保育を実施すること。
6. 各種の特別保育事業に積極的に取り組むこと。また、家庭支援推進保育所事業、子育て相談、園庭開放等の事業を引き続き実施するとともに、積極的に地域行事等への参加を行うこと。
7. 公立保育所をネットワークの中心とした地域の子育て支援に、積極的に参画しこれに取り組むこと。
8. 貸与する保育所用地を、認可保育所および市の指定する事業以外の目的に使用することはできない。
9. 日常的な施設・設備の維持・管理に要する費用は、すべて移管法人の負担とする。
10. 保育所内で、政治的活動、宗教的行事は行わないこと。
11. 移管後に市が行う民営化効果の検証に協力すること。

職員に関すること

1. 施設長は児童福祉事業に熱意のある者で、認可保育所で7年以上施設長または主任保育士として勤務した経験を有するものであること。
2. 施設長および主任保育士は専任であること。
3. 1歳児保育等の充実のため、保育士配置基準は5:1とすること。また、3歳児・4歳児クラスは複数担任制とすること。
4. 通常保育にあたる保育士は、正規職員として配置すること。また、保育士としての

- 経験年数が3年以上の者を半数以上とし、うち5年以上の者を2人以上含むこと。
5. 安定した保育を提供するため、労働環境の向上と職員の健康管理、労働災害防止に努め、長期継続雇用を進めること。また、退職者がある場合は市に報告すること。
 6. 障がい児の保育経験がある保育士を、正規職員として配置すること。
 7. 乳児保育の経験豊かな保育士を配置すること。
 8. 看護師（または保健師）、調理員を常駐配置すること。
 9. 栄養士を移管先法人として雇用すること。
 10. 現在、富田林市立保育所に勤務している職員等（非正規職員を含む。）が移管後の保育所での就労を希望する場合、その採用について積極的に対応すること。
 11. 市と、各種研修会の運営と参加に関して協働すること。

給食、健康管理等に関すること

1. 給食、間食は自園調理とし、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。また、アレルギーを有する児童の給食は、アレルギー除去食もしくは代替食とすること。
2. 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保するとともに、国産品の使用、地元業者からの調達にも配慮すること。
3. 調理施設をはじめ、保育所内の施設、設備における厳重な衛生管理を行うこと。
4. 児童の健康維持のため、身体計測、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的実施するとともに、嘱託医との連携のもとで、内科検診（年2回以上）、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診（各年1回以上）を実施すること。

保護者との協働に関すること

1. 移管後も保護者会の活動を援助し、協働して行事等を行うこと。
2. 保護者からの保育内容等にかかる意見、要望については、誠意を持って適切に対応すること。また、社会福祉法第82条、児童福祉施設最低基準第14条の3の規定に基づき、迅速かつ適正な対処を行うこと。また苦情とその対処内容について、随時市に報告すること。
3. 常に情報開示に努めること。また、児童、保護者等の個人情報には慎重に取り扱うこと。

諸費用、用具等に関すること

1. 被服、個人用具等の指定および保育主食費等の保育料以外の諸費徴収については三者協議会と協議の上で定めること。
2. みどり保育園に在園する児童の個人用具については、現在使用しているものの使用を認め、新規購入を強要しないこと。